

第9回いすみ市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和2年9月9日(水) 午後3時00分

2 開催場所 いすみ市役所 3階 大会議室

3 出席委員(11名)

1番 藤平 正一

2番 関 俊光

3番 藍野 道郎

5番 池田 誠

6番 織本 幸一

7番 増田 伸子

8番 高浦 伸芳

9番 久我 久

10番 三枝 正直

12番 鈴木 博善

13番 古川 久芳

4 欠席委員(2名)

4番 松崎 秋夫

11番 鈴木 茂雄

5 提出議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 令和2年度第6次農用地利用集積計画(案)について

その他

(開会 午後3時00分)

事務局 委員の皆様、本日はご苦勞様です。

それでは、只今から令和2年第9回農業委員会総会を開会いたします。
はじめに定数の確認をさせていただきます。

本日の欠席委員は、4番 松崎委員、11番 鈴木委員の2名であり、
出席委員数は委員総数13名中11名となっております。

よって、出席委員は過半数に達しておりますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、本日の会議が成立いたしますこと
をご報告いたします。

それでは、開会に際しまして、藤平会長よりご挨拶を申し上げます。

(藤平会長：挨拶)

事務局 それでは「いすみ市農業委員会会議規則第4条」の規定により会長に議長
をお願いいたします。

会長 審議に入る前に議事録署名人を指名させていただきます。

議席番号 5番 池田委員、議席番号 10番 三枝委員をお願いいたします。

それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題
といたしますが、番号14の案件が、会議規則第10条の議事参与の制限に
該当いたしますので、初めに番号1から番号13までを審議していただき、
その後に番号14について審議をお願いいたします。

それでは、番号1から番号13について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請番号1から13について
説明します。

番号1、譲渡人理由は、受人の要望に応じる為、譲受人理由は、所有農
地に隣接し耕作に便利な為です。申請土地、国府台字原田(ハラダ)、地目
田、〇〇〇㎡、権利内容、売買による所有権移転、図面番号1です。

番号2、譲渡人理由は、所有権移転を済ませていたと思っていたものの、
なされていないことが判明した為、譲受人理由についても同様の理由です。
本件は、数十年前に両者間で譲り渡し、譲り受けの話がついていたものの、
登記上はそのままとなってしまうものです。この度、譲受人が自身

の所有農地を確認していたところ、そのことが判明したとして、今回申請があったものです。申請土地、大原字八幡前（ハチマンマエ）、地目田、〇〇〇㎡、権利内容、売買による所有権移転、図面番号2です。

番号3から番号11は同一案件の為、まとめて説明します。譲受人理由は、農業経営規模拡大の為です。現在、遊休農地化している一連の申請地に桃栗柿等の果樹を植える計画です。譲受人の現住所地は市外ですが、今後、いすみ市に拠点を設け耕作を進めるとの事です。

番号3、譲渡人理由は、高齢により耕作出来ない為。権利内容、売買による所有権移転、申請土地、深堀字西ノ谷堰下（ニシノヤツセキシタ）、地目畑、〇〇〇㎡、外4筆、5筆合計〇〇〇㎡、図面番号3です。

番号4、譲渡人理由は、高齢により耕作出来ない為。権利内容、売買による所有権移転、申請土地、深堀字西ノ谷堰下（ニシノヤツセキシタ）、地目畑、〇〇〇㎡、図面番号3です。

番号5、譲渡人理由は、農業経営規模縮小の為。権利内容、売買による所有権移転、申請土地、深堀字深堀（フカホリ）、地目畑、〇〇〇㎡、図面番号4です。

番号6、譲渡人理由は、農業経営規模縮小の為。権利内容、売買による所有権移転、申請土地、深堀字深堀（フカホリ）、地目畑、〇〇〇㎡、図面番号4です。

番号7、譲渡人理由は、農業経営規模縮小の為。権利内容、売買による所有権移転、申請土地、深堀字深堀（フカホリ）、地目畑、〇〇〇㎡、外1筆、2筆合計415㎡、図面番号4です。

番号8、譲渡人理由は、農業経営規模縮小の為。権利内容、売買による所有権移転、申請土地、深堀字深堀（フカホリ）、地目田、〇〇〇㎡、図面番号4です。

番号9、譲渡人理由は、高齢により耕作出来ない為。権利内容、売買による所有権移転、申請土地、深堀字深堀（フカホリ）、地目畑、〇〇〇㎡、外1筆、2筆合計〇〇〇㎡、図面番号4です。

番号10、譲渡人理由は、農業経営規模縮小の為。権利内容、売買による所有権移転、申請土地、深堀字深堀（フカホリ）、地目田、〇〇〇㎡、外

3筆、4筆合計〇〇〇㎡、図面番号4です。

番号11、譲渡人理由は、受人の要望に応じる為。権利内容、売買による所有権移転、申請土地、深堀字深堀（フカホリ）、地目田、〇〇〇㎡、外3筆、4筆合計〇〇〇㎡、図面番号4です。

番号12、譲渡人理由は、離農の為、譲受人理由は、農業経営規模拡大の為です。申請土地、日在字日之脇（ヒノワキ）、地目畑、〇〇〇㎡、権利内容、売買による所有権移転、図面番号5です。

番号13、譲渡人理由は、農業経営規模縮小の為、譲受人理由は、農業経営規模拡大の為です。申請土地、新田字山崎（ヤマザキ）、地目田、〇〇〇㎡、外3筆、4筆合計〇〇〇㎡、権利内容、売買による所有権移転、図面番号6です。

番号1から13につきまして、以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号1について、6番 織本委員の補足説明をお願いいたします。

織本委員 6番 織本です。今事務局の説明のとおり、ちょっと一段下がっているんですが、埋立て申請をしてあるということで問題なく。

議長 番号2について、5番 池田委員の補足説明をお願いいたします。

池田委員 5番 池田です。事務局から説明がありましたけど多少補足いたします。現況は南大原土地改良区内の受け人と渡し人の田が隣接してしまして耕作しやすいように一枚の田になっています。所有権移転につきましては、受け人並びに渡し人の親の代に平成2年に土地改良法により換地処分がおこなわれていますが、その時期に理解があったので、請け人が高齢になって身辺整理をして判明したわけです。耕作については〇〇〇という御宿の業者がやっております。ご審議お願いします。

議長 番号3から番号13について、3番 藍野委員の補足説明をお願いいたします。

藍野委員 3番 藍野です。3番から11番は市役所の下何十年も耕作放棄地になっている所で、仮にあるとしたら、今はなんかソーラーがやってある。その下も荒れているんですけども、別に何ら問題はない。12番は受け人のすぐ隣にある今でも受け人により管理されているのでこれも問題ない。

1 3 番は受け人が今も耕作しており、別に何ら問題はない。以上です。

議長 担当委員の補足説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 なし。

議長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第1号の番号14についての審議に移りますが、先ほどお話ししたように、議事参与の制限により、私はしばらくの間退室をさせていただきますので、その間議長を関副会長にお願いいたします。

(藤平会長退室)

関副会長 それではしばらくの間、議長を務めさせていただきますので、ご協力のほどよろしく願います。

番号14について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請番号14について説明します。

番号14、譲渡人理由は、離農の為、譲受人理由は、農業経営規模拡大の為です。申請土地、下布施字根川間（ネガワマ）、地目田、〇〇〇㎡、権利内容、売買による所有権移転、図面番号7です。

番号14につきまして、以上で説明を終わります。

関副会長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号14について、私の方から補足説明をさせていただきます。

11番 鈴木委員より「問題なし」との連絡を受けております。

担当委員の補足説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 なし。

関副会長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第1号の番号14については、原案のとおり可決されました。

た。

それでは、藤平会長の入室をお願いいたします。

(藤平会長入室)

関副会長 会長が戻りましたので、これで議長を交代させていただきます。

ご協力ありがとうございました。

議長 続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1から番号4は、関連がございますので、一括で説明いたします。

本件土地は松丸東、吹良、熊野の田と畑〇〇〇㎡で農協松丸支庫の南側に位置します。図面番号8です。

申請地は、農振農用地であることから、原則として許可できませんが、一時転用で、事業目的達成のために農地を一時的に利用することが必要と認められる事から例外的に許可できるものに該当します。

転用目的は、進入路です。

譲受人は天然ガス採取等を業務とする法人ですが、申請地の近くの神置川に水管橋を構築するため、申請地を一時借用し、工事用車両の進入路として使用します。

用排水の設置は無し。

権利の内容は賃借権設定（期間借地）です。

全体の所要資金は〇〇〇円で自己資金にて行います。

他法令の関係は、河川法について、市建設課より令和2年7月13日付けで準用河川、神置川の専用許可がなされております。

番号5、本件土地は国府台原田の田〇〇〇㎡で、国吉神社の南東に位置します。図面番号1です。

申請地は、小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地に該当します。

転用目的は、専用住宅（〇〇〇㎡）です。

借主は現在市外のアパートで生活しておりますが、子供の成長に伴い手狭になってくることから、貸主である父親の所有する農地を借受け、自己住宅を建設します。

用水は市営水道、排水について、雨水は自然浸透、汚水及び雑排水は東側既存の合併浄化槽に接続します。この接続について夷隅土木事務所と協議済です。

なお、許可前に住宅の基礎工事に着手してしまったため、知事あての始末書が添付されております。

権利の内容は使用貸借権設定です。

所要資金は〇〇〇円で、借入金にて行います。

番号6、本件土地は行川夜鳴橋の畑〇〇〇㎡で、妙泉寺の北側に位置します。図面番号9です。

申請地は、上総中川駅から500m以内であることから第2種農地に該当します。

譲受人は、東京都中央区で太陽光発電事業を営んでおります。

転用目的は、太陽光発電施設で、太陽光パネル236枚を設置するものです。

権利の内容は、所有権移転です。

全体の所要資金は、〇〇〇万円で、自己資金にて行います。

隣接農地への被害防除対策として、周囲にフェンスを設置し、土砂等の流出を防止します。

排水については、雨水のみで自然浸透とします。

他法令の関係は、再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法について、前事業者に令和元年8月26日付けで事業計画認定がなされており、譲受人が事業承継する予定です。

番号7、本件土地は大野中畑の田〇〇〇㎡で、中川橋の南側に位置します。図面番号10です。

申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地に該当し、原則として許可できませんが、転用目的が農業用施設であるため例外的に許可できるものに該当しま

す。

転用目的は、分娩舎（〇〇〇㎡）です。

借主は貸主の経営する養豚業の法人です。今回事業拡大に伴い、母豚を250頭増加する計画であり、その分娩舎を新設するものです。

用水は市営水道、排水について、雨水は自然浸透とし、オーバーフロー分は側溝へ排出します。汚水及び雑排水は既存の浄化槽へ接続します。

なお、許可前に基礎工事に着手してしまったことから始末書が添付されております。

権利の内容は、賃借権設定です。

全体の所要資金は〇〇〇円で借入金にて行います。

番号8、本件土地は大原上堰根の田〇〇〇㎡で、大井瀧内神社の北側に位置します。図面番号11です。

申請地は、番号5と同様の要件であるため、第2種農地に該当します。

転用目的は、専用住宅（〇〇〇㎡）です。

借主は現在親と同居しておりますが、子供の成長に伴い手狭になってくることから、貸主である父親の所有する農地を譲受け、自己住宅を建設します。

用水は市営水道、排水について、雨水は自然浸透、汚水及び雑排水は合併浄化槽で処理後市道側溝へ放流します。

権利の内容は贈与による所有権移転です。

所要資金は〇〇〇万円で、借入金にて行います。

他法令の関係は、法定外公共物管理条例について、市建設課に許可申請予定です。

番号9、本件土地は大原仙京の田と畑〇〇〇㎡で、小佐部歩道橋の東側に位置します。図面番号12です。

申請地は、都市計画法で規定されている用途地域内の農地であるため第3種農地に該当します。

転用目的は貸資材置場です。

譲受人は石材工事業を営んでおり、既存の資材倉庫の隣接地を譲受け、資材置場として会社に貸付けます。

なお、許可前に資材置場を作ってしまったことから、顛末書が添付されております。

用水は設置なし。排水は雨水のみで自然浸透とします。

権利の内容は売買による所有権移転です。

所要資金は〇〇〇円で、自己資金にて行います。

番号10から番号19は関連がございますので、一括で説明いたします。

本件土地は深堀明王台の田と畑〇〇〇㎡で、東海土地改良区の東側に位置します。図面番号13です。

申請地は、番号9と同様の要件であることから第3種農地に該当します。

この事業は、埼玉県越谷市の太陽光発電業の法人が仲介となり、申請地内を5区画に分譲し、それぞれを異なる個人の発電事業者によって発電事業を行うものです。

転用目的は、太陽光発電施設で、太陽光パネル計1,208枚を設置するものです。

権利の内容は、所有権移転です。

全体の所要資金は、〇〇〇円で、借入金にて行います。

隣接農地への被害防除対策として、周囲にフェンスを設置し、土砂等の流出を防止します。

排水については、雨水のみで自然浸透とします。

他法令の関係は、再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法について、令和2年7月29日付けで事業計画変更認定申請がなされております。

番号20、本件土地は深堀瀬崎の畑〇〇〇㎡で、塩田橋の東側に位置します。図面番号14です。

申請地は、番号9と同様の要件であるため、第3種農地に該当します。

転用目的は専用住宅（〇〇〇㎡）です。

譲受人は現在東京で生活しておりますが、いすみ市に弟が移住しており、住みやすいとの事なので、申請地を取得し、専用住宅を建設します。

用水は市営水道。排水について、雨水は自然浸透、汚水及び雑排水は合併浄化槽で処理後、市道側溝へ放流します。

権利の内容は売買による所有権移転です。

全体の所要資金は〇〇〇円で自己資金にて行います。

他法令の関係は、道路法について令和2年8月25日付けで、市建設課に道路占用許可申請がなされております。

番号21、本件土地は、日在鶴沼の畑〇〇〇㎡で大山神社の北側に位置します。図面番号15です。

申請地は、番号5と同様の要件であるため、第2種農地に該当します。

転用目的は建売分譲住宅（4棟〇〇〇㎡）、駐車場及び進入路です。

国道に近く、買い物にも便利で需要があると考え、建売分譲住宅を計画しました。

用水は市営水道。排水について、雨水は自然浸透、汚水及び雑排水は合併浄化槽で処理後、申請地内新設の側溝を通じて市道側溝へ放流します。

権利の内容は、売買による所有権移転です。

全体の所要資金は〇〇〇円で自己資金にて行います。

他法令の関係は、宅地開発事業指導要綱について、令和2年8月24日付けで、市建設課に事前協議申出がなされております。

番号22から番号24は関連がございますので、一括で説明いたします。

本件土地は、岬町和泉平城の田と畑〇〇〇㎡で東吉附青年館の南側に位置します。図面番号16です。

申請地は、番号5と同様の要件であるため、第2種農地に該当します。

転用目的は、専用住宅（2棟〇〇〇㎡）です。

譲受人は現在申請地近くのマンションで生活しておりますが、子供の成長に伴い、手狭になってきたため、申請地を譲受け、自己住宅を建設します。また、敷地内にもう1棟建設し、両親が生活します。

用水は市営水道。排水について、雨水は自然浸透、汚水及び雑排水は合併浄化槽で処理後市道側溝へ放流します。

権利の内容は、売買による所有権移転です。

全体の所要資金は、〇〇〇円で自己資金及び借入金にて行います。

他法令の関係は、道路法について、令和2年8月31日付けで市建設課に道路占用許可申請がなされております。

番号25、本件土地は岬町和泉清附の畑〇〇〇㎡で門原青年館の西側に位置します。図面番号17です。

申請地は、番号7と同様の要件であることから、第1種農地に該当し、許可できませんが、周辺地域居住者の業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであることから例外的に許可できるものに該当します。

転用目的は、駐車場及び倉庫用地です。

譲受人は自宅でサーフボードの加工業を営んでおりますが、お客用の駐車場がなく、荷物の積み下ろしも路上に停車して行っている状況です。自宅隣接の申請地を購入し、駐車場や倉庫を整備します。

権利の内容は、売買による所有権移転です。

全体の所要資金は〇〇〇円で、自己資金にて行います。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号1から番号4について、10番 三枝委員の補足説明をお願いいたします。

三枝委員 10番 三枝です。これは道路が狭いので、広げさせてもらうということで問題ないのでよろしくお願いします。

議長 番号5について、6番 織本委員の補足説明をお願いいたします。

織本委員 6番 織本です。事務局説明のとおり、始末書も付いていますので、問題ないと思います。

議長 番号6について、13番 古川委員の補足説明をお願いいたします。

古川委員 13番 古川です。内容については、事務局説明のとおり何ら問題ないと思いますのでご審議お願いします。

議長 番号7について、12番 鈴木委員の補足説明をお願いいたします。

鈴木委員 12番 鈴木です。事務局から説明のとおり農業用申請でございますので、何ら問題ないと思います。

議長 番号8及び番号9について、5番池田委員の補足説明をお願いいたします。

池田委員 5番 池田です。8番については事務局説明のとおりです。9番については、少し補足します。現地の現況を見てみますと墓地関連の灯籠やお接

ぎ花、コンクリート柱などが申請地の中ほどに散見され周りは綺麗に整地されておりました。現地調査中、〇〇〇さんという女性が見えられてこの土地に墓地関連の物が等話がありまして、その中で私の土地の隣に用悪水路がありまして、申請者が攻めている等の話がありました。それで申請者の行動を確認したところ、3人名義の用悪水路があったのです。現地を確認しますと水路の後ろ現況があり、また水路の他は確保されているように見えましたが、土留めは施工されていない状況でした。このことから申請地と用悪水路の境界を確認する必要があると思われませんが。それから、なお、造式の通称通学道路沿いに〇〇〇石材工業の大きな資材置場があることを付け加えます。あとは事務局説明のとおりです。

議 長 番号10から番号21について、3番藍野委員の補足説明をお願いいたします。

藍野委員 3番 藍野です。10番から19番まで、今、何十年もの耕作放棄地で、それとちょっと離れた所もぼさぼさで、過去に線路沿いに火事を起こしたこともあるみたいで、ソーラーを建ててもらった方が良いと思います。所有する方も耕作する意思がないみたいで。20番、これは住宅地の中ですので、なぜ農地にしておくのが不思議なくらいで、何ら問題はない。21番は細長い土地でここに建売を建てるということですが、排水路等は確保してあるようにしてありますので、何ら問題はないのですが、いかにも許可になるということを前提みたいブロック塀を積んでありますので、早い。境界を出すならば、せめてブロック1枚、2枚の高さでやっていただきたい。あとは何ら問題ないと思います。

議 長 番号22から番号25について、9番久我委員の補足説明をお願いいたします。

久我委員 9番 久我です。22番から24番までは、事務局説明のとおりです。補足すれば、子供を学校に通学させるときに国道を横断させたくないとの理由だそうです。問題ないのでよろしくお願ひします。25番はサーフショップで道路が交通量は少ないのですが、狭いので駐車場を造った方がいいのかなと思います。事務局説明のとおり問題ありません。

議 長 担当委員の補足説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませ

んか。

池田委員 5番 池田です。9番ですが、通学道路上に資材置場があるんですが、これとの関連はありますか。

事務局 池田委員ご指摘のとおり、造式の方にも既存の資材置場がございます。後から資料を出していただいたのですが、そこは現在、石材加工場ということで、石材の加工ですとかユニック車等の運搬車両、加工前、加工後の石材、石材加工の機械等を置いて現在使用しているということです。

池田委員 今回申請のあった資材置場はどのような目的で。

事務局 今回申請のあった資材置場の隣に既存の倉庫がありまして、その倉庫へ現在車両がはいっているんですが、造式の方もかなりいっぱいになってきたということを知っていますので、それで申請したとのことでした。

関委員 議案第2号の中で何件か始末書ということですが、始末書の内容については発表できないのでしょうか。

事務局 今回事前着工が3件と見受けられるゆゆしき事態となっておりますが、以前も事前着工したところにつきましては、始末書を付けさせて、その内容について農業委員会、県の方で審議することになっております。始末書の内容につきまして、内容はほぼ一緒なのですが、農地法を知らずに着手してしまいすみませんでした、今後は農地法を遵守し、農業委員会、県の方に迷惑をかけないようにします、という内容でございます。

藍野委員 始末書については何回もやるところは出ているの。

事務局 通常、始末書はこれといった形で指針の中で定められているわけではなく、始末書も出したからと言って必ず許可になるわけではありません。繰り返してはならないので、始末書はあくまでも1回目と事務局では考えております。何回も続くようでしたら、その時はそれなりにどういう方法で指導するか県と協議してまいります。

議長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第2号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第3号令和2年度第6時農用地利用集積計画（案）に

ついてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号、令和2年度第6次農用地利用集積計画（案）につきまして、ご説明いたします。

いすみ市長より、令和2年8月24日付けで農用地利用集積計画決定依頼がありました。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の決定を経ることが定められております。

内容につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

賃借権1件、貸付者1名、借受者1名、田、1,989㎡でございます。

以上の計画（案）は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 なし。

議長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第3号については、原案のとおり可決されました。

以上で提出された議案すべての審議が終了しました。

それでは、その他になりますが、何かありますでしょうか。

事務局 その他、地目変更登記に係る照会に対する回答について、報告いたします。

今回は8月31日までに回答済の9件について議案書記載のとおり報告させていただきます。

以上で報告を終わります。

議長 他に何かありますでしょうか。

藍野委員 事務局にお願いがあるのですが、3条で許可になった件は改良区内であるならば、すみやかに書類を改良区に提出するようについていただけませんか。賦課金の関係で事務処理上売っちゃったのと言われる間違いが出

ますので。得喪届というのがありますので、お願いします。

議 長 他にないようでございますので、本日お諮りした議案すべてを終了しました。

以上もちまして令和2年第9回いすみ市農業委員会総会を閉会といたします。慎重審議ありがとうございました。

事務局 長 皆様、お疲れ様でした。それでは、事務局から何点かご連絡をさせていただきます。はじめに、10月の総会ですが、10月8日、木曜日、午後3時からいすみ市役所大原庁舎3階大会議室で、開催を予定しております。

なお、申請受付については、9月23日（水）から25日（金）の3日間となります。現地確認は9月28日（月）及び29日（火）を予定しておりますので、スケジュールの調整をよろしくお願いいたします。

続きまして、活動記録簿についてですが、本日8月分をお持ちの方は提出をお願いします。

最後に一点、お手元に農地銀行のパンフレットについて配布させていただきました。

以上で本日の会議日程は全て終了しました。長時間にわたりご苦勞様でした。

（閉会 午後3時50分）

議事録署名人

議長

5 番委員

1 0 番委員